

予算委員長 坂本哲志君解任決議案 趣旨弁明

中道改革連合・無所属の伊佐進一です。

会派を代表し、ただいま議題となりました予算委員長坂本哲志君解任決議案について、提案の趣旨を説明いたします。

主文、

予算委員長 坂本哲志君を解任する。

以上であります。

以下、その理由を申し述べます。

高市総理が異例の一月の解散総選挙に踏み切った当時から、私達は予算の年度内成立を困難にし、国民生活に深刻な影響を与えることを再三指摘してきました。

その後、現に国会召集日は大幅にずれ込み、予算審議が始まったのは、年度末まで僅か1ヶ月しかない状況でありました。

それでもなお、私達野党は国民生活に支障が生じないように、暫定予算に政策的経費を柔軟に盛り込むことも含めて、必要不可欠な暫定予算及び関連法案の年度内成立に協力する姿勢を一貫させて参りました。

と同時に、私達は、過去最大の百二十二兆円規模、国民一人あたり百万円ものお金の使い道を決める令和八年度総予算をしっかりと審議するという、立法府としての当然の責務を果たすために努力してまいりました。

与野党間の合意に基づく円滑な審議を目指し、真摯に取り組んでまいりました。

過去最大規模となった令和8年度総予算案は、内外の諸課題が山積している中において、与野党間で丁寧な審議を行うべきです。

しかし、予算委員長の坂本哲志君は、与野党間の合意形成を得ることなく、数の力に任せて一方的に数々の日程を、自らの職権で強硬に進めてきました。与党の意のままに、9つもの日程を委員長の職権で立て続け、総理が出席する集中審議を大幅に省略し、きめ細かい質疑を通じて予算案の詳細な審議に資する分科会を一度も開かず、昨年92時間あった対政府質疑をわずか59時間で打ち切り、過去、例を見

ないほど審議を短縮しました。

与野党を超え、この議場に集うわたしたち一人一人は、国民の皆様から負託を受けた立場です。その私たち立法府から行政府に対する議論や審議の機会を大幅に制限することは、立法府の使命をないがしろにし、民主主義の根幹を大きく揺るがすものです。

民意を反映する予算審議の空洞化ともいえる、この状況を招いた責任は極めて重く、委員会運営を強行する坂本哲志君は、予算委員長の任にあらず、解任されるべきです。

なぜ、予算の国会審議が重要か。

国民の皆さんが多様な価値観を持たれている中、意見は一つではありません。多様な価値観、多様な意見をぶつけ合って、国民の皆様から頂いた税金の使い道を決めていく。これが財政民主主義です。政府の出した予算が、必ずしも最善のものとはいえません。各党各会派の議員が、多様な国民の皆様の価値観を受け、そして国民の皆様のおかれた環境に触れ、それぞれの立場で議論を深めていくからこそ、より良い予算にできるのです。

予算の審議時間が十分に確保されないということは、それだけ、現場の多様な意見が盛り込まれないということです。一部の、または偏った意見だけが、予算や法律に反映されるということです。

以下、今回の予算審議を通じて、具体的な事例をお示いたします。

イラン情勢にともない、原油価格は高騰しており、一時、1バレル 119 ドルとなりました。1 バレル 100 ドルを超えると、日本のガソリン価格はリッター 220 円、230 円になるともいわれております。そしてエネルギー価格の高騰が要因となり、今後、さまざまな物価高へと続いていくと思われまます。

しかし、現在の令和 8 年度予算案は、今年の夏から年末にかけて編成を行ったものであり、現下の差し迫った状況に対応したものとは言えません。こうした物価高騰にどう対応していくのか。私たち中道は、予算の組み替え動議を提出し、燃油価格の引き下げへの補助、電気ガス料金の引き下げ、農業用燃料や肥料資材、漁業用燃料などの価格引き下げに必要な、1.6 兆円の予算を措置するよう提案いたします。

現在、高市総理が打ち出した燃油価格高騰への対策は、わずか 2800 億円の基金の活用のみでした。予算委員会においても、経済産業大臣から、「あくまで年度内の措置であり、これがどれくらい持つか、1 か月 2 か月もつのかはわからない」という発言がありました。170 円で市場価格を抑えるような支援と伺っておりますが、今後ガソリンが 200 円を超えて来ようという現状においては、必要な財源としてまったく足りていない状況です。

また総理は、現状の物価高騰対策についても「昨年補正予算で、必要な対応は十分措置している」「まだ、これから執行するものもある」と答弁されています。しかし総理は本当に、国民の皆様が、現状、物価高騰対策は「十分」だと感じられているとお思いでしょうか。昨年補正で措置したことは、この3月で終わる電気ガス料金の支援と、ガソリン暫定税率の廃止につなぐ年末までの支援。そして現金給付は子供限定への支援のみでした。

今後、原油高にともなう輸送費等への影響によって、ますます物価高騰は拍車がかかる可能性があります。年末には予想もしなかったこうした事態に対応するため、燃油への支援以外の、国民生活を支える様々な支援策も必要なのではないでしょうか。現状の令和8年度予算案には、こうした措置が盛り込まれておりません。総理は、事態の推移を見守りながら、何が必要になるかを見極めて対応するといった答弁をなされていますが、必要になってから補正予算を編成し、国会で審議、成立させるのでは、何か月も先になってしまいます。いま、まさしく予算の審議をしているのであれば、物価高から国民生活をまもる措置について、しっかりと議論をして盛り込んでいくべきです。そのために国会があるのです。

こうした審議が十分になされないままに予算委員会を終結させるような委員会運びは、国民生活にとってマイナスでしかありません。

例えば、防衛力強化のための予算の財源です。

日本のおかれた現在の安全保障環境を考えると、抑止力の維持強化は重要であり、令和5年から9年までに措置するとされた43兆円の中身について反対するものではありません。しかし、そのための財源として、国民生活が物価高で苦しんでいる中、所得税を増税することには反対です。

令和4年度の与党税調において、防衛力強化の財源として、たばこ税、法人税、所得税と大枠が示されませんでした。しかし、当時から与党としても、所得税に踏み込むことは慎重であり、昨年未まで決定に至ることはありませんでした。

その間、政府からの答弁でもあったように、法人増税とたばこ増税ですでに、必要な1兆円強の財源は賄える状況となりました。そのうえで、所得税を増税する必要があるのでしょうか。法人税も過去最高の税収となり、インフレ経済のもと、今後も税収は右肩上がりで伸びていくことが見込まれています。そうした中で、物価高に苦しむ、働く世代の所得税を増税することは、私たちは許容できません。

政府は、安保3文書の改訂において、新たに必要な装備も出てくるから、所得税増税が必要だといった趣旨の答弁をしておりました。新たに必要な装備があるなら、それを具体的に示したうえで、今一度予算を組みなおして、予算審議にあたるべきではないでしょうか。

本件は、福島復興とも密接に関連しております。福島の復興のために必要な財源としての復興特別所得税を削り、その分、課税期間を2047年まで10年間延長するとしています。しかし、復興予算の財源の考え方は、当初から、今いる世代のみなどで、復興の負担を分かち合うということでした。将来世代に負担を残さないという事でした。2047年まで復興税を課すことは、当初のこうした理念を踏みにじるものです。私の娘は震災の後、2012年に生まれました。この娘が2047年、35歳になるまで復興税を払い続けることになります。今を生きる私たち世代で、被災地の復興を助け合うという理念は、一体どこに行ったのでしょうか。

また、復興特別所得税は、すでに発行している復興債への償還に使われます。このインフレ経済下において金利の上昇が見込まれる中、償還期間が延びることによる金利負担は、将来世代の所得をさらに削ることにつながりかねません。

こうした様々な懸念点について政府に指摘をさせていただきましたが、まだ十分な回答が得られておりません。予算委員会において、委員長の公平公正なご判断のもとで、より多くの審議時間をかけて、もっと審議を深めていくべきだったと申し上げます。これも、審議時間が足りない理由です。

高市総理の推し進める、「責任ある積極財政」についても、まだまだ論点が残されたままです。

世界のマーケットが日本の経済・財政をどのような目で見ているかを、常に注視をする必要があります。高市総理が就任され、過去最大の122兆円の予算を編成され、また十分な審議のないままに衆議院を通過させようとする今の国会の姿勢が、世界にはどう映っているのか。高市総理の就任後、事実関係だけ申し上げれば、残念ながら国債価格は5.1%下落し、円は7.0%円安に振れています。

そんな中、「特例公債法」も予算委員会で議論となりました。これは、財政法4条で制限されている特例公債の発行を政府に授権する法律です。本来、国の予算は、税収の範囲内で編成されるものであり、公債や借入金を財源にしてはならないと規定されています。しかしその特例として、「特例公債法」を制定し、例外的に公債発行を可能としています。

今国会で審議されている「特例公債法」については、これまで同様、5年間にわたって公債発行の権限を政府に授権するものです。しかし、日本の財政に対する信頼が揺らぎつつある現状においては、いままでのデフレ経済の時と同じように、5年間の国債発行権限を政府に与えてよいのか、ということが大きな議論となりました。この点は、予算審議と密接にからむ、重要な議論でした。

高市総理は本件に対して、5年間の授権は民主党政権下の、民主、自民、公明で合意した内容が基になっていること、そして今回は第5条として行財政改革の徹底を

加えたことで、対応をきちんと行っていると答弁されていました。しかし、民主、自民、公明が合意を結んだのは平成 24 年であり、当時と今とでは、日本の経済・財政状況は全く異なっております。経済指標などにみられるように、世界のマーケットから日本がいまどう見られているかについて、もっと正面から問い直すべきです。逆説的に言えば、これまでの累次の改正でも加えてこなかった第 5 条の行財政改革の徹底を政府案に書き込んだということ自体が、実は政府も、これまでと同じ路線の延長ではいけないとの危機感の表れだと認識しています。それであるなら、5 年間、公債発行の権利を政府に預けっぱなしにするのではなく、毎年、国会が国民の代表としてチェック機能を働かせていくことを担保する方が、よほどマーケットに対する確たるメッセージになるのではないのでしょうか。

また、「行財政改革」あるいは「租特や補助金の適正化」についても、具体的な中身が示されないままでした。たとえば法人税に適用されている租税特別措置の令和 6 年度における減収額は、3 兆円程度と言われています。その中身は、中小企業の法人税を 19% から 15% まで軽減する措置などであり、この軽減税率だけで租特の半分以上を占めています。中小企業の直面する現下の厳しい経済状況では、これらを見直すことは、この議場の多くの議員の皆さんからみても、同意を得られるものではないでしょう。

こうした中で、教育の無償化とガソリン・軽油の暫定税率の廃止において、租特の見直しが行われました。その内容は、投資促進税制などから 1.2 兆円をねん出するというものでした。3 兆円しか減収枠のない租特から、すでに 1.2 兆円も絞っており、それ以上、どう財源を出していくのか。特例公債法 5 条に書かれている行財政改革や租特の適正化については、掛け声倒れにならないのか。そこについても、具体的な議論は収束しておりません。

さらにいえば、5 年間という授権期間の根拠も明確には示されておりません。当初、2012 年から 2015 年という 4 年間にわたる授権期間の根拠は、PB(プライマリーバランス)を半減するという目標の区切りを 2015 年に定めていたからです。2016 年からは、2020 年に PB を黒字化するという目標が掲げられたため、5 年間の授権となりました。2021 年からも同様に、5 年後の PB 黒字化を目標に掲げたからです。しかし、高市政権では、PB というフローの指標から、債務残高対 GDP 比というストックへと指標を移行しようとしています。その中で掲げた政府目標は、「経済財政新生計画の計画期間を通じて債務残高対 GDP 比を安定的に引き下げる。」というものであって、この計画期間が単に 2030 年までというだけであり、これまでの期限付きの目標とは全く意味合いが異なります。なぜ 5 年間の授権期間なのか。ここについても議論は結論を得ておりません。

高市総理が「責任ある積極財政」で、一方で財政規律も重視するというのであれば、具体的にどのような形で進めていくのか、これらについて、国民の皆様、マーケッ

トに対してもわかりやすい形で、総理から説明を頂く議論が、まだまだ必要でした。これも、審議時間が足りない理由です。

外交・安全保障についても、大局観にたった議論が深まらないままでした。米国やイスラエルのイランへの攻撃が、国際法上、どのような性質なものであったのか、高市総理はその法的評価を避けました。本来、日本が同盟国である米国とどのような行動を行い得るのか、機雷が敷設された場合の対応や、ペルシア湾に閉じ込められている日本船籍のタンカーをどういった形で支援できるかなど、一つ一つの決定の前提となるのが、今回の事象に対する法的評価であるはずですが、ところが高市総理は、「まずはトランプ大統領と会い、米国の意見を聞かないと」と、お茶を濁したままでした。もしそうであれば、本日、強行に衆議院を通過させるのではなく、トランプ大統領と会談されたあと、外交安全保障をテーマに集中審議を行うべきでなかったのではないのでしょうか。

いま何よりも重要なことは、一刻も早く戦争を終結させ、犠牲者をこれ以上増やさない事です。そして、国際社会や我が国への影響を最小限に抑えることです。そのための取り組みとして、日本政府としても、当事者や周辺諸国への働きかけは重要となります。

政府がこれまで行ってきた働きかけとして、イランに「早期の鎮静化」を申し入れたと報道されていました。予算委員会で総理に確認をしたところ、先制攻撃をしかけた米国に対してはこうした働きかけはなく、あくまでたまたま予定されていた G7 という多国間の会合で話し合ったのみだったことがわかりました。いくら日米同盟が重要と言えど、先制攻撃をした米国には一言もいさめることもなく、攻撃された側にのみ沈静化を要求することは、日本として正しい対応なのでしょうか。

我が国とイランとは、歴史的にみても長い交流の歴史があります。先進国の中でも、日本は重要なパイプ役となりえます。戦後、海外の石油会社が暴利をむさぼる中、出光興産の創業者・出光佐三は載貨重量 1 万 8000 トンのタンカー「日章丸」を建造しました。イギリスからの不当な支配を受けていたイランはそれに反発し、独立の象徴として石油事業の国有化を宣言。対してイギリスは、ペルシャ湾に艦隊を送って海上を封鎖し、イランが石油の輸出をできないように対抗措置を取りました。イランは、「石油を買ってほしい」という要請を各国に送りますが、戦勝国であるイギリスがかかわっていいことから、どの会社もそれに応えませんでした。ところが、イギリスのやり方に憤った出光佐三は、イランに日章丸を向かわせました。イラン経済が干上がる寸前、日章丸はイギリスの包囲網をかいくぐり、イランに到着。ガソリンと軽油を大量に買い付けました。当時、イラン国民は、日章丸を大歓迎で迎えたそうです。敗戦で自信を失っていた日本国民も、戦勝国イギリスを敵に回してのこの出来事に、強く勇気づけられたそうです。またイランも、日本のこの勇敢な行動に、終始、感謝を忘れなかったとい

ます。

近年であれば、イランのアラグチ外相は、かつて駐日本イラン大使であり、震災の中で各国大使が日本を離れる中、日本に残り続けて炊き出しのボランティアを行ってくださったことも知られております。アラグチ外相は当時、「困ったときに助けられるのが、本当の友人」と、その後の取材に応じておられました。

こうして、イランと独自の歴史を築いてきた我が国が、現在の世界情勢において果たすべき役割は大きいと思われまます。しかし残念ながら、外交安全保障をテーマとした集中審議は、一度も開かれませんでした。立法府として、混迷を極める世界情勢の中で、日本のかじ取りをどう進めていくのか、本来であればもっと充実した審議が必要だったと思います。これも、審議時間が足りない理由です。

審議時間が足りない数々の理由がある中で、総理はなぜ年度内の予算通過にこだわるのでしょうか。「国民生活に不安を与えないため」とおっしゃっておりますが、私たちはそのための暫定予算の編成には、全面的に協力すると、再三再四、申し上げてまいりました。

暫定予算とは、予算成立が年度をこしたとしても、国民生活に影響を与えないために通常とられる措置であり、これまでも、30回以上も編成されたことがあります。安倍政権の時にも、2回、暫定予算が組まれました。今回の予算委員会の審議においては、「暫定予算を組むことによって国民生活に支障をきたしたことは今まであったのでしょうか。」という我が党議員の問いに対して、財務大臣からは「近年において暫定予算の成立もありましたけれども、その一番最近のものについて、そういう支障があったということは私も聞いていないし、そういう認識はしております」と見解を述べておられました。暫定予算を組んでも、国民生活に支障はきたさないのです。なぜ暫定予算ではダメなんのでしょうか。

本予算は過去最高の122兆円の予算です。本来であれば、例年以上の時間をかけて、これまで述べた観点も含め、丁寧に審議を進める必要がありました。にもかかわらず、今回の審議時間は過去20年間で最低の59時間。こうした事態は、それぞれの民意を得て選ばれた国民の代表たる立法府の議員として、与野党を超えて看過できない状況であるはずで、予算委員長への責任は重大です。

審議時間の短さもさることながら、今国会においては、とりわけ総理が出席する回数も限られておりました。国民の皆さんがテレビで国会中継をご覧になると、常に総理が出席しているように思われるかもしれませんが、逆に総理が出席するときは常に国会中継がされているということであって、例えば今回、総理が出席したのは、基本的質疑の3日間と、集中審議の1日半のみです。

各大臣への質問は、国会会期中、それぞれの所管委員会が定期的開催されてい

るため、一定の質問の機会が確保されています。一方で、立法府の議員が、行政府の長である総理に対して質問できるのは、基本的には予算委員会くらいしかありません。国会の議論においては、総理にしか答えられない質問があります。たとえば省庁をまたぐ内容のテーマであったり、総理の決断が求められるテーマであったり。今回でいえば、総理の提案によって進めようとする「責任ある積極財政」の本質については、総理しかお答えできないでしょう。外交であれば、来週にも予定されているトランプ大統領との会談で、日本としてどのような対応で臨むのかなどは、まさしく行政のトップである総理の判断です。

通常は4～5日は設けられる集中審議は、こうした総理と議論ができる重要な機会のはずですが、今回の予算委員会では1.5日と極端に限定されてしまいました。これでは、立法府において我が国の方向性に関わるような大きな議論が十分にできません。また、例年では考えられない事ですが、予算案を作成して政府に提出した当事者である財務大臣が、委員会審議に出席しないこともありました。省庁別審査は、あくまで一般質疑の一環であるにもかかわらず、財務大臣不在のまま審議がなされました。これらも、すべて与野党の合意形成を行わないまま、委員長が職権でたてられたものです。

予算委員会の運営については、質疑に関係のない閣僚は公務を優先できるよう、昨年年末に与野党が合意して、不必要に答弁席に縛り付けることをやめ、参加しなくてもよいこととなりました。しかし今回はなぜか、私たち野党から全く求めていないにもかかわらず、予算委員会の最初の基本的質疑には、総理以外に18人の閣僚が、集中審議では12人や10人の閣僚が出席。これも、委員長が職権で決めたことでした。

そのうえで、審議の場でおこったことは、もともと総理との議論を望んで質問通告していたにもかかわらず、同席している閣僚を委員長が指名し、閣僚から答弁することが常態化しました。何度も総理に答弁を求めると、ようやく総理が答弁に立ち、「〇〇大臣がすでに答弁した通りですが、～」と同じ趣旨を繰り返す。総理としての見解が見えてこない。これは、この委員会では何度も見られた光景でした。我が党の議員が質疑の終盤、大事な質問を総理に投げかけた際も、委員長は総理ではなく大臣を指名しました。それに抗議すると、委員長からは「それは、あなたの時間配分が悪い」との発言がありました。まるで、自らの委員会運びの非を、抗議した人に逆に責任転嫁するような発言で、場内が騒然となりました。

野党が求めていないにもかかわらず、なぜ多くの閣僚を出席させたのでしょうか。まるで総理が答弁する機会を減らそうとするような議事運営は、予算委員会が総理と議論できる数少ない機会であるにもかかわらず、そうした機会を奪う、あまりに露骨な対応だったと思います。

委員長の予算委員会の議事運営は、これまでの予算委員会では見たことの無い、無い事尽くしでした。

36年ぶりの異例の1月の衆議院解散により、国会の開催が大幅にずれ込み、年度末までわずか1か月しかないという状況でした。たとえ審議が年度をまたいでしまっても国民生活に支障がでないよう、私たち野党は、暫定予算も含めて全面的に協力するという姿勢を、一貫させてきました。

しかし、予算審議がはじまったわずか3日後に、与党からはたった2週間で審議を終結するという日程が示されました。結果、審議時間は、去年の92時間と比べ、過去20年で最短の59時間。また、本来は与野党間の合意形成に努めるのが委員長の職責であるはずが、この2週間あまりの期間だけで、委員長権限による独断の職権での開催は9回、与党の意のままの日程となりました。一方で総理と議論できる集中審議は大幅に削られ、過去に例を見ないほど少ない1.5日でした。

さらに分科会については、去年であればそれぞれの行政分野にあわせて8つの分科会が開かれ、のべ174名の議員が質問の機会を得ています。これは、各議員が現場の声を直接、大臣はじめ行政に届ける貴重な機会であり、自民党の若手、新人や元職の皆さん130人にとっても、本来、重要な質疑の機会のはずです。その分科会も、37年ぶりに開催されませんでした。政府予算の成立を急ぐ委員長は、日曜日の地方公聴会の開催など、受け入れの自治体や地方の関係者にまで迷惑をかける日程を強行していきました。

内外の諸課題が山積している中で、与野党間の丁寧な議論を重ねるべきですが、委員会の公平な運営よりも、例年では当然の私たちの要求を退け、どこからの指示なのか頑なに「年度内成立」を最優先させた強硬な委員会運びでありました。多様な民意を反映させる国会の使命を放棄し、その独善的な運営は国民の負託に応えるべき立法府の機能を著しく損なうものであって、断じて容認できません。

国会は、政府の下請け機関ではありません。与野党関係がなく、私たち一人一人は、国民の皆様から負託を受けた立法府の議員です。行政に対して私たち国権の最高機関である立法府の立場から、予算や法案をチェックする行政監視機能、財政統制機能がないがしろにされている現状は、与野党を超えて抗議すべき事態です。にもかかわらず、まるで誰かからの抗しえない強い指示があるかのように、立法府の使命をないがしろにする強引な委員会運営を行った坂本哲志君は、予算委員長の任に値しません。

以上が、本決議案を提出する理由です。与野党を超えた同僚議員の賛成をお願いし、趣旨弁明いたします。ご清聴、有難うございました。